

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

三菱HCキャピタル株式会社

2 事件の概要

平成29年4月1日付けで締結した子ども総合相談窓口受付用自動番号発券機の操作器追加分の賃貸借契約について、区の申出により令和3年4月30日付けで解除された。これにより、相手方は当該操作器追加分の賃借料残額相当額の損害を被った。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件契約の解除により、相手方が被った損害54,450円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和3年(2021年)5月12日

5 区の賠償責任

本件は、区の申出により本件契約が解除されたものであり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、子ども総合相談窓口受付用自動番号発券機の操作器追加分の賃借料残額相当額の合計54,450円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事件後の対応について

機器の賃貸借において、関連する機器の賃貸借との整合性について十分に留意することとした。